

中小企業 融資制度早わかり

令和5年度



金融のご相談・お申込は

伊豆市商工会

本所 伊豆市修善寺838-1 TEL72-8511 FAX72-5482
土肥支所 伊豆市土肥670-2 TEL98-1185 FAX98-2129
天城湯ヶ島支所 伊豆市湯ヶ島117-2 TEL050-3198-8788 FAX85-0973
中伊豆支所 伊豆市八幡500-1 TEL050-3174-1367 FAX83-2560
修善寺支所 伊豆市修善寺838-1 TEL72-2111 FAX72-5482

<http://www.izucci.jp/>

静岡県制度融資 ご利用いただける範囲

県内に事業所を有する中小企業者等（個人・会社・組合等）で、次の要件を備えている方が利用できます。

※取扱金融機関、保証協会等による審査の結果、利用できない場合があります。

対象者

1 中小企業者（中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号）

業種	資本金	従業員数
製造業・建設業・運送倉庫業	3億円以下	300人以下
※ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ 及びチューブ製造業並びに 工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
※ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
※旅館業	5,000万円以下	200人以下

資本金又は従業員数のいずれか一方が該当すれば対象となります。

2 協同組合等（中小企業信用保険法第2条第1項第3号、第4号及び第7号から第11号）

- 中小企業等協同組合 ○協業組合 ○商店街振興組合
- 生活衛生同業組合 ○酒造組合 等

対象業種

静岡県信用保証協会の信用保証の対象となる業種です。

次の業種以外の業種が対象

- ・農業 ・漁業 ・林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）
- ・金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）

※遊興性の強い業種（公序良俗に反する業種）や本来的に中小企業として馴染まない業種（宗教など）は、対象外です。

※事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種は、許認可等（既に申請中であって、許認可等を受けることが確実である場合を含む）を受けていることが必要です。

資金使途

各資金の趣旨に沿った、中小企業者が行う事業の振興に必要な資金（事業資金）です。

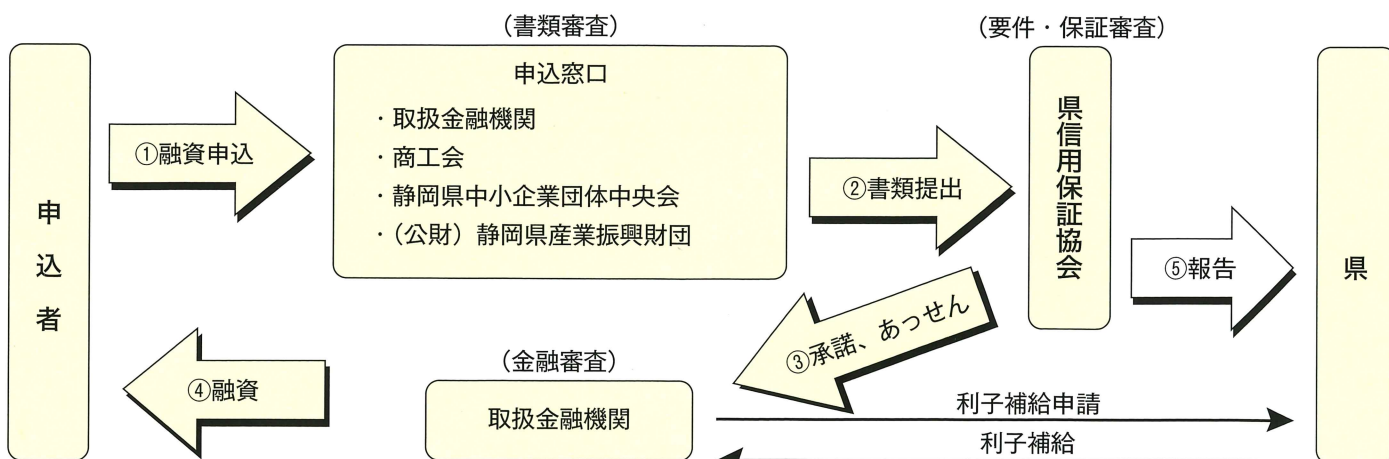
対象外

- ・生活資金、住宅資金、投機資金、土地取得資金（地震リスク分散資金及びふじのくにフロンティア推進資金等を除く）等
- ・融資申込前に契約済み又は購入、設置済みの設備（環境配慮建築物を除く。）
- ・既借入金の借換資金（一部の資金で借換え可能な場合がありますので、静岡県商工金融課、又は静岡県信用保証協会へお問合せください。）
- ・本県外の工場店舗等に要する費用（新分野貸付の海外進出、経営革新計画に基づく海外の事業に要する資金等を除く）
- ・法人設立のための出資金（新分野貸付の海外進出、経営革新計画に基づく海外の事業に要する資金等を除く）
- ・「3」、「5」、「7」ナンバーの自動車の購入（タクシー、レンタカー、福祉自動車*及び脱炭素支援資金における次世代自動車等を除く）

*事業として要介護者等の移動のために使用する場合に限る。

手続きの流れ

経営改善資金、開業パワーアップ支援資金、経営安定資金 など



※県が金融機関に利子補給することで、申込者は低利で融資を受けることができます。

◇一般的な事業資金はこちら

1年以上継続して同一事業を営んでいることが必要です

1 中小企業の方で事業活動の資金が必要なとき 【経営改善資金】				
融資対象者	融資限度額	融資期間 (据置)	融資利率	協会保証料
従業員100人以下(商業・サービス業は50人以下)の中小企業者	設備資金、運転資金 合計5,000万円	10年以内 (1年以内)	1.9%	0.3~1.3% (有担保の場合0.1%割引)
2 小規模企業者の方へ 【小口零細企業貸付】				
従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の小規模企業者	設備資金、運転資金 2,000万円 (既保証残高と合計)	10年以内 (1年以内)	1.8%	0.4~1.5% (有担保の場合0.1%割引)
3 既往の県制度融資を借り換えて、毎月の返済額を軽減したいとき 【経営改善資金借換枠】				
県制度融資の既融資残高がある中小企業者、組合 (一部の資金を除く)	(一本化) 県制度融資既借入金残高 (新規資金の投入) 県制度融資既借入金残高と 合計で5,000万円	10年以内 (1年以内)	1.9% 経営安定関連 保証1~4号 の場合1.8%	0.3~1.3% (有担保の場合0.1%割引) 経営安定関連保証 1~4号の場合0.6% 5号の場合0.58% 7、8号の場合0.5%
4 短期の運転資金が必要なとき 【短期経営改善資金】				
従業員50人以下(商業・サービス業は20人以下)の中小企業、組合(転貸も可)	運転資金 1企業 700万円 1組合 1,500万円 (備考) 転貸の場合、1組合1億円、 かつ1組合員700万円	5か月以内	1.8%	0.3~1.3% (有担保の場合0.1%割引)

◇新規創業者の方はこちら

5 開業パワーアップ支援資金				
融資対象者	融資限度額	融資期間 (据置)	融資利率	協会保証料
これから創業する者又は創業後1年未満かつ当資金未利用者の中小企業者	1,000万円	10年以内 (1年以内)	1.5%以内	創業関連保証の場合0.0% スタートアップ創出促進保証の場合0.2%
これから創業する者又は創業後5年未満の中小企業者(分社、法人成りを含む)	3,500万円	10年以内 (1年以内)	1.6%以内 創業関連保証、 スタートアップ 創出促進保証 及び再挑戦支 援保証の場合 1.5%以内	0.3~1.3% (有担保の場合0.1%割引) 創業関連保証、再挑戦支援 保証の場合0.65% スタートアップ創出促進保証の 場合0.85%

◇より積極的な経営を目指す方に

1年以上継続して同一事業を営んでいることが必要です。

(注)6、7、10については、それぞれの既存融資残高を差し引いた金額が限度額となります。

6 現在の事業とは別の新しい事業分野に進出するとき 【新分野貸付】				
融資対象者	融資限度額	融資期間 (据置)	融資利率	協会保証料
従来事業を継続かつ新分野に進出(新分野)、県内事業を縮小せず 海外に進出する中小企業者、組合	(注)設備資金、運転資金 合計7,000万円 ただし海外展開の上限は設 備資金・出資金5,000万円	10年以内 (1年以内)	1.6%以内	【普通保証】0.3~1.3% 【海外投資関係保証】0.98% (有担保の場合0.1%割引)
7 新しい事業活動又は他企業との連携に取り組み、経営の向上を目指すとき 【経営革新等貸付】				
経営革新計画、地域産業資源活用事業計画、農工商連携事業計画、経営力向上計画、地域経済牽引事業計画、先端設備等導入計画等について知事などの承認を受け、事業を実施する中小企業者、組合 ※経営力向上計画は、新事業活動のみが対象	(注) 設備資金、運転資金 合計1.6億円	10年以内 (1年以内)	1.6%以内	0.58%
8 脱炭素に係る取組み(地球温暖化ガス排出削減に寄与する設備の導入、新エネ・省エネ設備の導入等)を行うとき【脱炭素支援資金】				
EV、FCV等の次世代自動車、太陽光パネル、自家発電機等の新エネ・省エネ設備等の導入、環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物の設備投資を実施する中小企業者、組合 ※導入設備等によって条件が変わりますので、ご相談ください。	1億円 (天然ガスコージェネレー ション導入の場合3億円)	10年以内 (1年以内)	1.6%以内 新エネ設備特 別型、次世代 自動車等及び 環境配慮建築 物の場合 1.4%以内	0.3~1.3% (有担保の場合0.1%割引) エネルギー対策保証の場合 0.98%

9 事業承継に要する資金が必要なとき 【事業承継資金】				
融資対象者	融資限度額	融資期間 (据置)	融資利率	協会保証料
1. 下記のいずれかの要件により後継者に事業を譲渡しようとする者 ① 経営承継円滑化法の認定を受けて事業承継を行う者 ② 事業承継・引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行う者 2. 前項各号いずれかの要件を満たす者から事業を譲り受ける者	設備資金、運転資金 借換資金 合計2.8億円	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内 借換資金 10年以内 (1年以内)	1.6%以内	0.3～1.3% (有担保の場合0.1%割引) 事業承継特別保証 経営承継借換関連保証 0.00～0.95%
この他に、【10 少子化対策・障害者雇用支援貸付】、【11 防災・減災強化資金】、【12 地震リスク分散資金】、【13 ふじのくにフロンティア推進資金】、【14 クラスター産業分野支援貸付】があります。				

◇経営の安定化のために

15、16、18は1年以上、17、19は6か月以上継続して同一事業を営んでいることが必要です。
また、20は、国の全国統一制度である経営力強化保証を付するものに限り、(利子補給している市町もごさいますので、詳しくは商工会にお問い合わせください。)

15 売上が減少、原油・原材料高で粗利が減少、金融機関の合理化で借入が減少しているとき 【経済変動対策貸付】				
融資対象者	融資限度額	融資期間 (据置)	融資利率	協会保証料
売上が減少している中小企業者、組合 (以下のいずれかに該当) ・最近3か月(6か月)間の売上高が前年同期比10%(5%)以上減少 ・最近3か月(6か月)間の売上高が2年前又は3年前の同期比15%(10%)以上減少 内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたことにより、信用保険法第2条第6項に該当することについて、市町長から認定を受けた中小企業者、組合	設備資金、運転資金 合計5,000万円	10年以内 (設備3年以内、運転2年以内)	1.6% 経営安定関連保証2号、4号、危機関連保証の場合1.5%	0.28～1.2% (有担保の場合0.1%割引) 経営安定関連保証2号、4号の場合0.6% 5号の場合0.58% 7号の場合0.5% 危機関連保証の場合0.8%
16 経済変動対策貸付(原油・原材料高対応枠)				
原油・原材料高により粗利が減少している中小企業者、組合 最近1～3か月間の売上高に占める原材料等の仕入価格の割合が前年同期を上回り、かつ最近1～3か月間の粗利益が前年同期比5%以上減少	設備資金、運転資金 合計5,000万円	10年以内 (設備3年以内、運転2年以内)	1.4%	0.28～1.2% (有担保の場合0.1%割引) 経営安定関連保証5号の場合0.58%
この他に、【17 連鎖倒産防止貸付】【18 再生企業支援貸付】【19 中小企業災害対策資金】【20 経営力強化資金】があります。				

◇新型コロナウイルス感染症に対応する資金はこちら

21は1年以上、22は3か月以上継続して同一事業を営んでいることが必要です。

(注) 15、21については、それぞれの既存融資残高を差し引いた金額が限度額となります。

21 経済変動対策貸付(新型コロナウイルス感染症対応枠) 利子補給している市町もごさいますので、詳しくは商工会にお問い合わせください。				
融資対象者	融資限度額	融資期間 (据置)	融資利率	協会保証料
新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している中小企業者、組合 (以下のいずれかに該当) ・経営安定関連保証4号を利用するもの ・経営安定関連保証5号を利用するもの ・普通保証を利用するもの(1～6か月間の売上高が前年同月比で5%以上減少)	(注) 設備資金、運転資金 合計8,000万円	10年以内 (設備3年以内、運転2年以内)	1.4% 経営安定関連保証4号の場合1.3%	0.28～1.2% 経営安定関連保証4号の場合0.6% 5号の場合0.58%
22 新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付				
金融機関の継続的な支援を受けつつ経営行動計画の実行に取り組む中小企業者、組合 (以下のいずれかに該当) ・経営安定関連保証4号の認定を受けたもの ・経営安定関連保証5号の認定を受けたもの ・普通保証を利用するもの* ※伴走支援型特別保証の制度に基づくものとする	設備資金、運転資金、 借換資金 合計1億円	10年以内 (5年以内)	1.6% 経営安定関連保証4号の場合1.5%	0.20～1.15% 経営安定関連保証4、5号の場合0.2%

○表中の保証料率は、貸付金額に対する表示です

日本政策金融公庫 国民生活事業 融資制度

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

融資対象者	商工会、県商工会連合会の実施する経営指導を6か月以上受けている小規模事業者（商工業者に限る。）であって、商工会長の推薦を受けた方
融資限度額	2,000万円
返済期間	設備資金 10年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置期間1年以内）
利率（年）	特別利率F

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた方には、マル経融資を次のとおり拡充しています。

融資対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方であって、次の1または2のいずれかに該当する方 1. 最近1カ月間の売上高または過去6ヵ月（最近1カ月を含みます。）の平均売上高が前5年のいずれかの年と比較して5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある方（※） 2. 債務負担が重くなっている方（※）（注1） ※商工会、県商工会連合会の実施する経営指導を受けており、商工会長の推薦が必要です。 （注1）一定の要件を満たす必要があります。要件の詳細はお問い合わせください。
融資限度額	通常のご融資額+別枠1,000万円
返済期間	設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内（別枠の1,000万円以内）） 運転資金 20年以内（うち据置期間5年以内（別枠の1,000万円以内））
利率（年）	【当初3年間】特別利率F-0.9%（別枠の1,000万円以内）（注2） 【4年目以降】特別利率F

（注2）「特別利率F-0.9%」の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における「基準利率-0.9%」の適用限度額に含まれます。

※マル経融資に関しましては、無担保・無保証となります。

新型コロナウイルス感染症特別貸付

融資対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少するなど業況が悪化している方
融資額	別枠8,000万円以内
返済期間（うち据置期間）	設備20年（5年）以内 運転20年（5年）以内
利率（年）	基準利率（災害）（ただし、6,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%、4年目以降は基準利率）

※お使いみち、ご返済期間などによって、適用される金利が異なります。

※新型コロナ関連融資につきましては、パンフレット発行時点では令和5年9月末日までの取扱期限となっております。

静岡県信用保証協会 保証制度

メンバーズ保証制度

県下商工会会員の利便性を図る提携保証です

保証対象者	保証限度額	保証期間	資金使途	連帯保証人	担保	保証料
県内商工会に6か月以上加入の商工会員 商工会の経営指導を6か月以上受けた非会員	1企業 500万円 但し無担保限度額 8,000万円の別枠 申込みには商工会 の「会員確認証」 が必要です	10年以内	運転資金 設備資金	原則として 法人代表者 以外の連帯 保証人不要	不要	0.35%~ 1.80%

伴走支援型特別保証制度

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図る保証制度です

保証対象者	保証限度額	保証期間	資金使途	連帯保証人	担保	保証料
次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者・小規模事業者。 (1) SN4号の認定を受けていること。 (2) SN5号の認定を受けていること。 (3) 一般保証の場合、売上高または利益率（売上高総利益率または売上高営業利益率）が5%以上減少していること。	1企業 1億円	10年以内 （据置期間 最長5年）	運転資金 設備資金	原則として 法人代表者 以外の連帯 保証人不要	必要に 応じて 徴求	・保証対象者(1) または(2)の 場合、国の保証料 補助により実質 負担0.20% ・保証対象者(3) の場合、0.20%~ 1.15%

※このパンフレットに記載されている融資制度は、保証協会、金融機関による審査の結果、ご希望にそいかねる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

商工会独自の融資

商工貯蓄共済融資制度

融資対象者	融資の用途	連帯保証人	融資限度額	融資期間	融資利率	協会保証
貯共加入者	運転資金 設備資金	1～2名 (審査結果に応じて連帯保証人の追加や物的担保が必要となる場合があります。)	1企業 1,500万円以内	10年以内	貯共積立金の範囲以内 0.507% 1年以内 1.225% 1年超3年以内 1.475% 3年超5年以内 1.725% 5年超10年以内 1.975%	・信用保証協会の 所定保証利率に よる ・積立金の範囲以 内は不要

商工会員経営支援ローン（提携ローン）

金融機関	名称	融資対象者	融資限度額	融資期間・返済方法	融資利率	特徴
静岡銀行	しずぎんビジネス サポートローン	会員証明書の発行を 受けた法人・個人	6,000万円	5年以内 元金均等返済 (融資期間6か月 以内の場合は期限 一括返済可)	所定の基準利率をも とに個別に決定	・原則無担保、第三 者保証人不要 ・支店長決裁による スピーディな融資
スルガ銀行	ビジネスアップ タームローン	会員証明書の発行を 受けた法人・個人	2,000万円 (証書貸付)	8年以内 毎月の分割返済	変動金利 所定の基 準金利を基に、個別 に決定	・原則、無担保 ・原則、第三者保証 人不要 ・所定の基準金利を 0.1%引下げ
	ビジネスアップOD		1,000万円 (当座貸越)	1年毎の継続 原則として、随時 返済		
清水銀行	しみず ビジネスローン	会員証明書の発行を 受けた法人・個人 業歴2年以上	5,000万円	6か月以上5年以 内元金均等返済	変動金利 同銀行基準金利より 0.25%引下げし、個 別に決定	・原則無担保 ・第三者保証人不要 原則7営業日以内 に回答
静岡 中央銀行	ベスト融資	会員証明書の発行を 受けた法人 同銀行指定基準に 準ずる事業所	5,000万円 (月商の1.5倍が上限)	1年以内の場合は 期限一括返済可 1～5年の場合は 元金均等分割返済	1年以内：固定 0.90%～ 1年超3年以内 1.20%～ 3年超5年以内 1.40%～	・原則無担保 ・第三者保証人不要
	しずちゅう クレジットラインリリーフ (当座貸越型： カードローン)	会員証明書の発行を 受けた法人・個人 業歴2年以上 信用保証協会利用 対象業種 (農林水産業を含む)	500万円	法人：3年、個人：1年 残高階層ごとに返済 額が設定されます。 (約定日前日の借入 残高に応じた返済額) ※ATMでの任意 (臨時)返済可	固定金利 5.0%～14.5% ※融資利率は審査に よって決定	・担保不要 ・保証人 個人事業主…不要 法人…第三者保証 人不要 ・ローンカードによる ATMでの借入可
	しずちゅう クレジットラインリリーフ (証書貸付型)	会員証明書の発行を 受けた法人・個人 業歴要件なし 信用保証協会利用 対象業種 (農林水産業を含む)	500万円 (決算を2期終 了していない場 合は300万円以下)	1年以上10年以内 毎月元利均等返済 (決算を2期終了 していない場合は 5年以内)		・担保不要 ・保証人 個人事業主…不要 法人…第三者保証 人不要

商工会員向けビジネスローン（全国商工会連合会の提携ローン）

金融機関	名称	融資対象者	融資限度額	融資期間・返済方法	融資利率	特徴
三菱 UFJ銀行	メンバーズビジネスローン 「融活力」	商工会の「会員確認書」 発行を受けた会員企業 (法人) 業歴2年以上 ※最新決算で債務超過 でないこと。また、税 金の未納が無いこと ◆対象外のエリアがあ ります	500万円以上 5,000万円以内 (100万円単位) ※事業資金のみ	1か月～3年以内 (三菱UFJ銀行と のご融資のお取引が 1年以上のお客は 5年以内) 元金均等返済	実質年率2.1%～9.0% (変動金利) ※通常より0.25%優遇 (遅延損害金実質年 率14%)	・原則無担保 ・第三者保証不要 (代表取締役の連 帯保証が必要) ・手数料無料
オリックス・ クレジット 株式会社 (登録番号： 関東財務局 長(14第00170 号)(日本貸 金業協会会 員第003540 号)	オリックスVIPローンカード BUSINESS	商工会員で20歳～ 69歳までの業歴 1年以上の個人事 業主または、法人 格を有する事業の 代表者	50万円以上 500万円まで	(新残高スライド/元 利込込額)リボルビ ング返済または1回 払い。返済期間・回 数は、ご利用内容に よって異なります。 最長9年9か月・117 回(500万円をご融資 利率14.4%、毎月ご 返済額8万円でご利 用いただいた場合)	実質年率5.5%～17.3% (変動金利)(遅延損 害金実質年率19.9%)	・担保、第三者保証 不要。 ・ご利用可能枠内 であれば、お借入 ご返済額自由の カードローン

●融資利率等は令和5年4月1日現在のものです。経済、金融状況により変更する場合がありますので申込時にご確認下さい。

経営者保証を不要とする取扱いについてのご案内

信用保証協会では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、中小企業者の積極的な設備投資や事業拡大を促すこと等を目的として、一定の要件や法人と経営者との関係の分離状況等によって経営者保証を不要として取り扱う運用を行っております。また、経営者保証を不要とする保証制度を活用することにより、事業承継時に経営者保証を解除することができる場合もございます。詳しくは商工会または静岡県信用保証協会までお問い合わせください。